

# 衆議院議員小選挙区の区割りが変更されました

## 衆議院議員小選挙区の区割りが 17都県42選挙区で変わります。

このうち、5県で定数が1減少します。(0増5減)

定数が減少した団体

福井県 (3 → 2)  
山梨県 (3 → 2)  
徳島県 (3 → 2)  
高知県 (3 → 2)  
佐賀県 (3 → 2)

衆議院議員小選挙区の  
総数

300 → 295

※なお、各都道府県ごとの具体的な区割りにについては、総務省、各都道府県選挙管理委員会または各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

※今回の改正による衆議院議員小選挙区の改定内容を記載した地図を、総務省のホームページ ([http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/shu\\_kuwari/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/index.html)) に掲載しております。

下図の17都県が衆議院議員小選挙区の  
改定の対象となります。



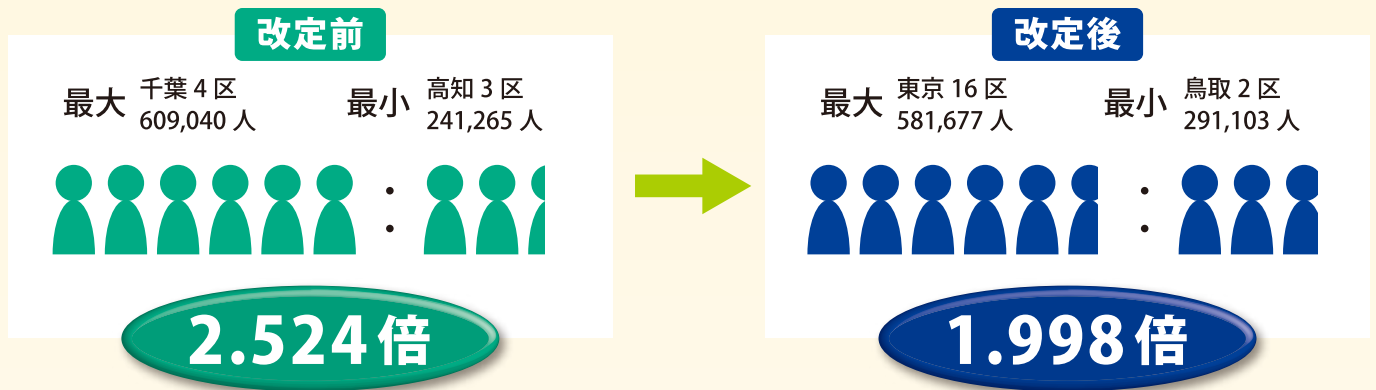
〈今回の区割り改定により変更される42選挙区〉

青森県(2区、3区)、岩手県(2区、3区)、宮城県(4区、5区、6区)、茨城県(4区、5区)、千葉県(4区、13区)、東京都(5区、6区、16区、17区)、神奈川県(10区、18区)、福井県(1区、2区、3区)、山梨県(1区、2区、3区)、和歌山県(2区、3区)、鳥取県(1区、2区)、徳島県(1区、2区、3区)、愛媛県(2区、4区)、高知県(1区、2区、3区)、佐賀県(1区、2区、3区)、長崎県(3区、4区)、熊本県(4区、5区)

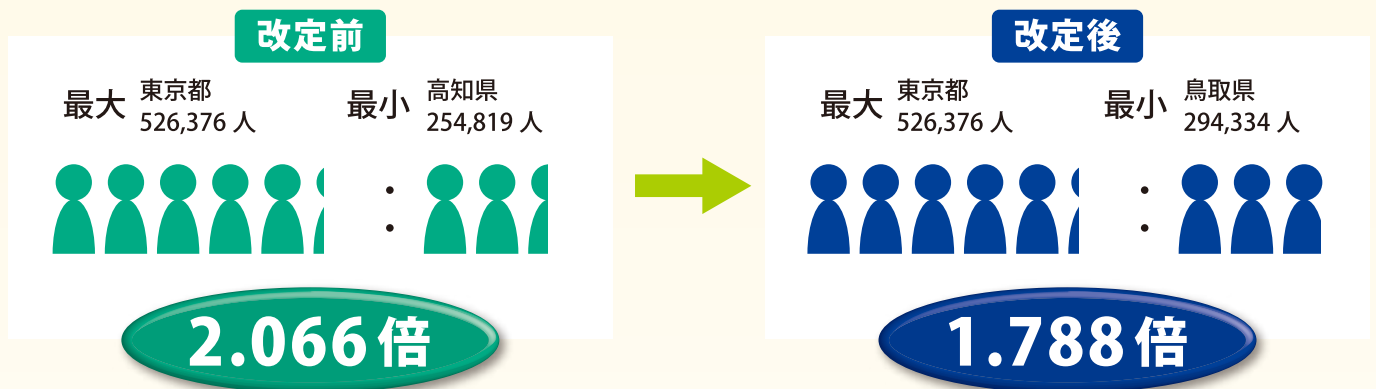
■改定による人口最小選挙区との較差が2倍以上の選挙区の数（平成22年国勢調査）



■改定による最大人口較差（平成22年国勢調査）



■改定による都道府県間の議員1人当たり人口の較差（平成22年国勢調査）



【参考】全国の一選挙区当たりの平均人口(改定後)は434,093人です。(平成22年国勢調査)

適用は

上記の改正は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙から適用されます。  
したがって、この総選挙以前に行われる補欠選挙は、従来の選挙区によって行われます。

今回の区割り と 定数の改定について

今回の衆議院議員小選挙区の区割り改定は、一票の較差を緊急に是正するために、いわゆる緊急是正法(※1)に則り、衆議院議員選挙区画定審議会の勧告に基づいて、区割り改定法(※2)により行われました。

※1 正式名称：衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律

※2 正式名称：衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律